

2026 年度前期分 授業料の月割分納について

本学の学部及び大学院の学生（研究生、聴講生及び科目等履修生を除く）で、特別の事情があると認められる者については、申請により、授業料の月割分納が許可される制度があります。2026 年度前期分授業料の月割分納希望者は、下記により申請手続きを行ってください。

記

1. 申請受付期間： 4月10日（金）、4月13日（月）、4月14日（火）
2. 申請方法：
申請要項を確認の上、上記申請受付期間内に申請書を提出してください。
申請要項及び申請書様式は、大学 HP から各自でダウンロードしてください。

<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/campuslife/scholarship/exemption/index.html>

（大学トップページ → 学生生活 → 奨学援助▶入学料免除・授業料免除）



3. 選考結果： 4月下旬から5月上旬に通知します。
4. 納付金額及び納付期限：
月割分納の額は、授業料年額の12分の1に相当する額とします。
月割分納が許可された場合の納付期限は、原則毎月末日になります。ただし、本学の授業料免除等に関する規程等により、休業期間中の授業料は、休業期間開始前が納付期限となります（9月に卒業または修了を予定している場合は、特に注意してください）。
5. 注意事項：
 - 授業料免除及び徴収猶予制度との併願はできません。
 - 2026 年度前期分授業料をすでに納付した場合は出願できません。
 - 何かわからないことがあれば、下記に記載の〔問い合わせ先〕までご連絡ください。

〔問い合わせ先〕

奈良女子大学学生生活課学生支援係(F棟1階)

TEL: 0742-20-3550

Email: syougakuenjyo@cc.nara-wu.ac.jp